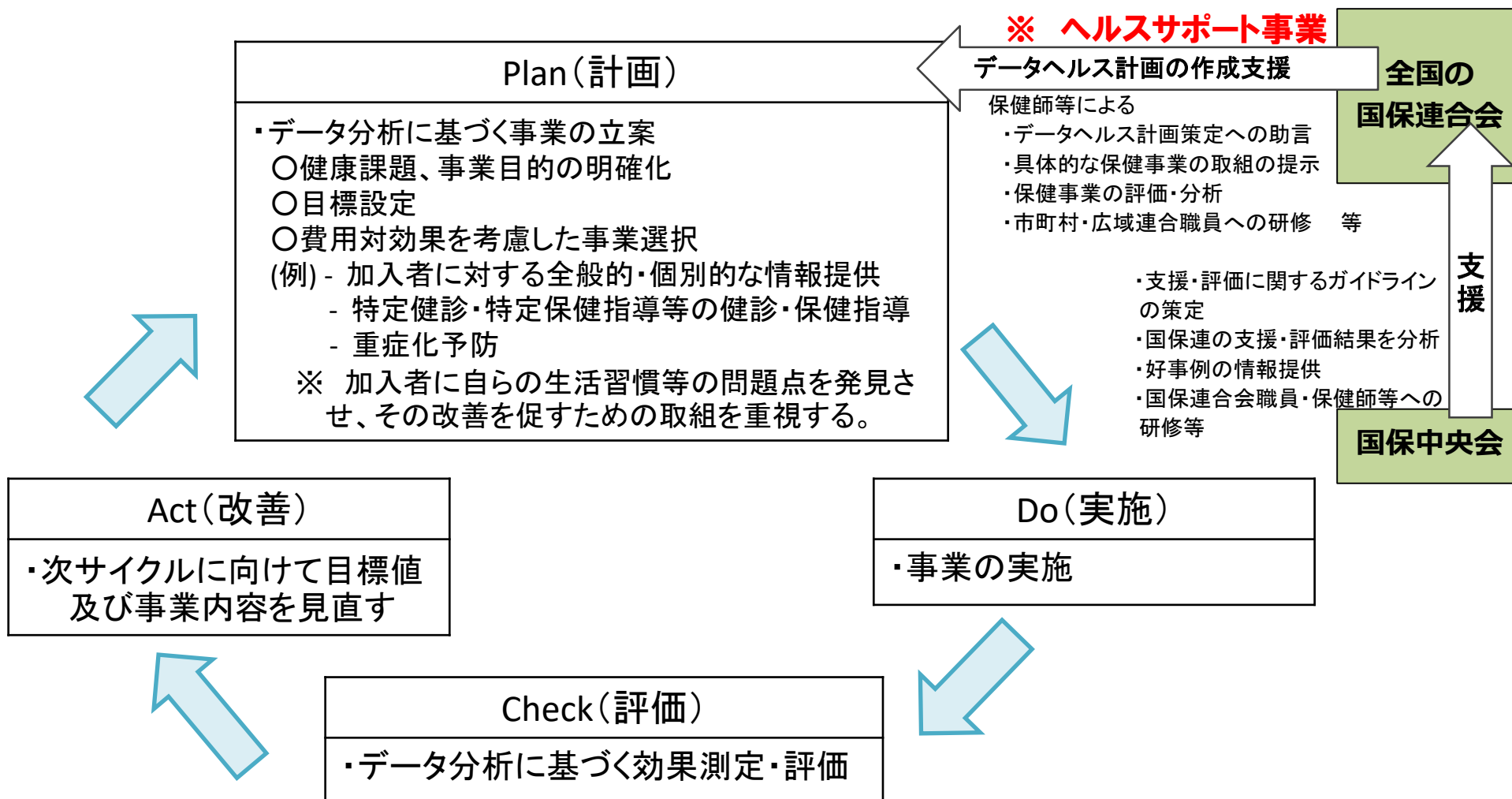


保健事業の実施計画「データヘルス計画」とは

○ レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

※ 計画の策定にあたって、電子化された健康・医療情報を分析し、被保険者等の健康課題を明確にした上で、事業の企画を行う。

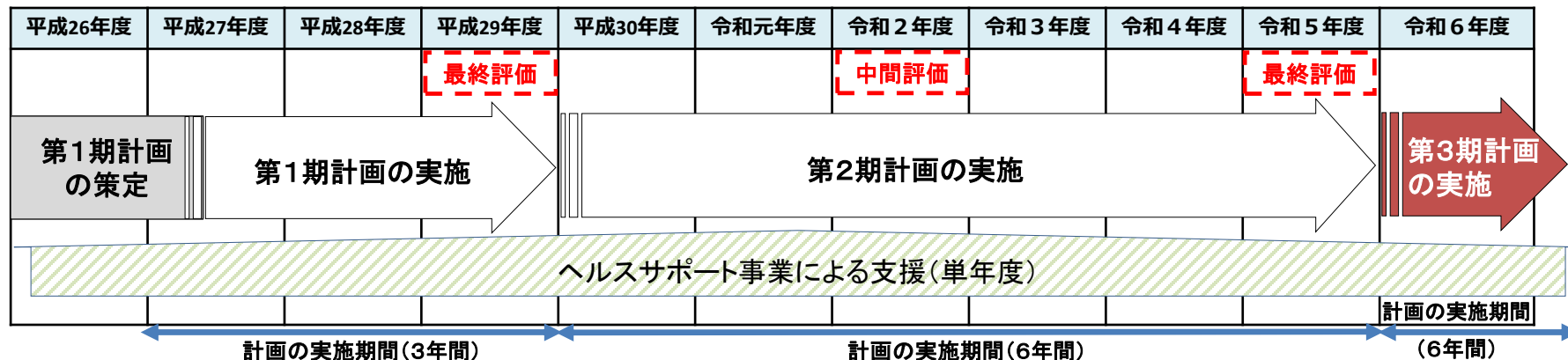


データヘルス計画の実施スケジュール等

- 平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、全ての健康保険組合等に対して、データヘルス計画の作成・公表、レセプト等のデータ分析、評価の分析等を求めることとされ、保健事業の実施等に関する指針が平成26年3月末に改正された。

＜市町村国保等におけるデータヘルス計画の実施スケジュール＞

※令和4年度末に第3期データヘルス計画策定の手引きの改正



- 保険者等においては、レセプト等や統計資料等を活用することにより、各種保健事業を実施してきたところであるが、今後は、更なる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められている。
- 保険者等は健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るためのデータヘルス計画を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うことになる。
- 全ての医療保険者において、加入者の健康保持増進に資する取組が円滑に進むよう、国としても国保・後期高齢者ヘルスサポート事業等による支援を講じる。